

(整理番号 510)

大阪地方最低賃金審議会

令和5年度第3回大阪府最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和5年8月1日(火)
午前9時29分から同11時30分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 共用B会議室
- 3 出席者
公益を代表する委員 3名
労働者を代表する委員 3名
使用者を代表する委員 3名
- 4 議 事
大阪府最低賃金の改正決定について
- 5 議事要旨
 - (1) 事務局から、中央最低賃金審議会の目安についての説明が行われるとともに、中央最低賃金審議会会長代理のビデオメッセージの視聴が行われた。
 - (2) 事務局から、前回部会で使用者を代表する委員から要望された、大阪府最低賃金の改正決定(答申) 附帯事項への取組の実績の追加報告が行われた。使用者を代表する委員からは中小事業者に対する支援策の周知と検証について要望がなされた。
 - (3) 本年度の審議における労使の基本的考え方について、労働者を代表する委員からは次の表明があった。
 - 物価の高騰やコロナ禍からの経済回復の趣旨から、労使が賃上げの必要性について共通の認識に立ち、高い水準での春季賃上げ妥結結果となった。早い段階で組合未組織労働者に広く波及させる必要がある。
 - 物価高、物価高騰が続き、生活困窮者が増加している。労働者の生活安定のため、物価上昇率を上回る最賃額引上げが必要である。

- 大阪府最低賃金は昨年 1,000 円を超えたが、年間 2,000 時間働いても 200 万円にしかならず、いわゆるワーキングプアの水準で、最賃法に定められた労働者の生活の安定を守るための水準に達していない。
- 人手不足が深刻化しており、賃金を底上げして処遇を改善することで人材を確保する必要がある。
- 大阪府においては女性の非正規率及び子供の貧困率が高い。親の貧困対策として最低賃金の大幅な引上げが必要である。
- 水準として連合大阪が掲げるリビングウェイジ「1,100 円」を目指す。

一方、使用者を代表する委員からは次の表明があった。

- 中小企業へのきめ細かな支援は、今年度も最も重要な視点である。最低賃金は法的拘束力のある一律の引上げを行うものであり、中小企業への経営支援策の強化と一体であることが必要である。

支援策の強化、具体化、利活用の促進、実態確認を附帯事項に求める。

- 景況感はある一定の持ち直しが見てとれるが、エネルギーや原材料費の高騰、価格転嫁の進捗状況など、中小企業の厳しい状況は考慮すべきである。

消費者物価の上昇もあり、実質賃金を改善して国内消費の腰折れを防ぐこと、特にパート労働者の処遇改善の理解はしているが、最低賃金額の引上げ幅は大阪経済の体力に見合ったものとすべきであり、政府による支援策とセットで可能な限りの引上げを検討したい。

- 地域間格差是正の観点から大阪は目安額よりマイナスにとどめるべきである。
- 連合が主張する 1,100 円は月額にすると 18 万円程度で、高卒初任給レベルであり、法定の最低賃金で初任給額が引き上げられる状況には疑義がある。

(4) その後、公・労、公・使の個別協議を行い、次回は金額審議を行うこととなった。